

安全推進室だより Vol24

会社の安全理念をみんなで共有
～ひとつでも多くの安全を手にするために～

国土交通省が提唱する運輸安全マネジメントが制定され10年以上経過しましたが、この間、世の中の流れは供給者から利用者（荷主）に軸足を移しつつあります。利用者等が求める安全・安心の要請に対応することは、運輸事業者にとって必須となっており、運輸安全マネジメントに取り組み、事故を減らすことが出来れば会社の信用を向上させ、契約維持等による業務確保は雇用の安定にも繋がっていくものです。

経営トップの安全に対する理念とされる安全方針は、平成18年10月1日の各モードの事業法改正により、**(1)輸送の安全の確保 (2)輸送の安全性の向上 (3)安全管理規程の届け出 (4)安全統括管理者の選任届出 (5)輸送の安全に関わる情報の公表** が追加されたことにより、**①関係法令等の遵守 ②安全最優先の原則 ③安全管理体制の継続的改善等の実施** の趣旨を盛り込むこととされました。

前にお話ししました**安全重点施策**は、この安全方針を具現化するための**安全目標**と**取組計画**になります。

「経営トップの安全に対する想い」をいかに皆で共有するか、自社で作成した安全方針の言葉には何が込められているかを社員に知ってもらうことが大切です。

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成18年法律第19号)

1. 改正対象となる事業法
鉄道事業法、軌道法、航空法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法等の一部改正
2. 法律に追加された事項
**(1)輸送の安全の確保
(2)輸送の安全性の向上
(3)安全管理規程の届出
(4)安全統括管理者の選任と届出
(5)輸送の安全に関わる情報の公表**
3. 施行時期：平成18年10月1日（航空法の一部は平成19年3月30日、貸切バス事業者は平成25年10月1日）
4. 安全管理規程に定める事項の詳細は、各事業法の省令に規程

国土交通省

安全方針 ガイドライン本文

安全方針

- 1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、**安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針**を策定する。
- 2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。
**① 関係法令等の遵守
② 安全最優先の原則
③ 安全管理体制の継続的改善等の実施**
- 3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、**事業者内部への周知を効果的に行う**。
- 4) 事業者は、安全方針に関する**各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握**する。
- 5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、**必要に応じて、見直し**(現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。)を行う。

国土交通省

取組計画は、自社で達成したい成果として設定した目標を達成するために必要な取組を、できるだけ具体的に定めた計画とし、「この取組とこの取組をすることにより、このような成果を得、このような状況をつくり出したい」というストーリーを作り、関係者がそのストーリーを共有することが大切です。この取組計画が明確であることによって、やらされ感を低下させる効果も出てくると言われています。

そのストーリーを作成するにはまず自社の弱い部分を見出すために現場の情報の収集をしなければなりません。そのためには情報の共有を図り、会議体も含めたいろいろなコミュニケーションのあり方や、取り組む行為の意図するところを考えることも必要です。

例えば指差喚呼を行う意味としても **①視線を向けること ②行動が慎重になること ③記憶が強化されること ④エラーに気づきやすくなること ⑤覚醒が保持されること** などの効果があることをしっかり捉えて理解しなければなりません。ひいては自分自身で考え、行動に移すことができれば、より良い取組の結果が生まれると思います。

自社の安全方針の具現化に向け、この「運輸安全マネジメント」を活用し、ひとつでも多くの「安全」を手にしていただきますよう心より祈っています。

国土交通省では、運輸安全マネジメント評価を通じて知り得た運輸安全情報の中で、事業者における安全性が向上した取組事例等を国土交通省ホームページの専用情報サイトで公表するとともに、運輸安全マネジメント制度に関する参考資料についても公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html>

